

障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の生産行程についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表
○障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の生産行程についての検査方法（平成 31 年 3 月 29 日農林水産省告示第 600 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の生産行程についての検査方法 1～3 （略） 4 生産行程についての検査 生産行程についての検査は，認証生産行程管理者等が生産荷口ごとに，箇条 5，箇条 6 又は箇条 7 に掲げる事項の記録（以下“管理記録”という。）を適切に作成・保管し，当該管理記録に基づき次に掲げる事項について確認することによって行う。 a) （略） b) 当該生産荷口に係る生産方法については次に適合するものであること。 1) <u>ノウフク生鮮食品 JAS 0010 の 4.1</u> 2) <u>ノウフク加工食品 JAS 0010 の 4.2</u> 3) <u>自ら生産したノウフク生鮮食品を原材料としたノウフク加工食品 JAS 0010 の 4.1 及び 4.2</u> 4) <u>ノウフク観賞用植物 JAS 0010 の 4.3</u> 5 （略） 6 ノウフク加工食品の管理記録 ノウフク加工食品の管理記録に記録すべき事項を次に示す。ただし，c)にあつては自ら生産していないノウフク生鮮食品又はノウフク加工食品を原材料とする場合，d)にあつては自ら生産したノウフク生鮮食品を原材料とする場合に限る。 a)～d) （略） （削る。） 7 （略）	障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の生産行程についての検査方法 1～3 （略） 4 生産行程についての検査 生産行程についての検査は，認証生産行程管理者等が生産荷口ごとに，箇条 5，箇条 6 又は箇条 7 に掲げる事項の記録（以下“管理記録”という。）を適切に作成・保管し，当該管理記録に基づき次に掲げる事項について確認することによって行う。 a) （略） b) 当該生産荷口に係る生産方法が，ノウフク生鮮食品にあつては JAS 0010 の 4.1 に，ノウフク加工食品にあつては JAS 0010 の 4.2, 5.2 c)及び 5.2 d)に，自ら生産したノウフク生鮮食品を原材料としたノウフク加工食品にあつては JAS 0010 の 4.1, 4.2, 5.2 c)及び 5.2 d)に，ノウフク観賞用の植物にあつては JAS 0010 の 4.3 に適合するものであること。 （新設） （新設） （新設） （新設） 5 （略） 6 ノウフク加工食品の管理記録 ノウフク加工食品の管理記録に記録すべき事項を次に示す。ただし，c)にあつては自ら生産していないノウフク生鮮食品を原材料とする場合，d)にあつては自ら生産したノウフク生鮮食品を原材料とする場合に限る。 a)～d) （略） e) <u>原材料として使用するノウフク生鮮食品の種類及び数量並びにその使用割合</u> 7 （略）